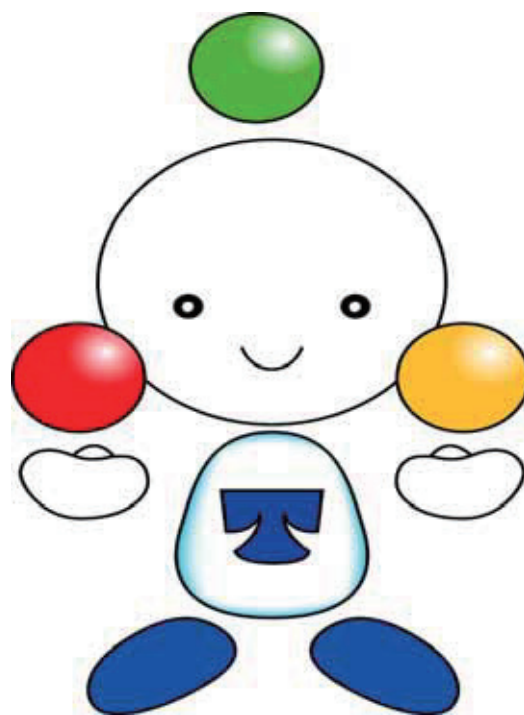


たいわの食育

第2期

大和町食育推進計画



大和町

平成26年4月

目 次

挨拶	-----	1
第1章	計画策定の趣旨-----	2
第2章	計画の位置づけ-----	2
第3章	計画の期間-----	3
第4章	計画の推進体制と進捗管理-----	3
第5章	食育推進の基本目標と視点-----	4
第6章	大和町の食をめぐる現況-----	5
	視点別の状況	
	視点1 食習慣と健康-----	5
	視点2 食の由来と食文化の継承-----	16
	視点3 自然への恩恵等の感謝, 環境の調和-----	17
	視点4 食品の安心・安全-----	20
	視点5 多様な機関の連携, 協力による食育運動の推進-----	21
第7章	評価指標の達成状況-----	23
第8章	食育推進の重点項目及び評価指標-----	24
第9章	重点行動-----	26
	(1) 展開の場における 具体的な取り組み-----	26
	(2) ライフステージにおける 具体的な取り組み-----	29

はじめに

「食」は健康づくりの基礎であり、心身を健康に保ち、豊かな人間性を育んでいくためには、一人ひとりが「食」について意識を高め、健全な食生活を実践していくことが必要です。

また、「食」は地域の自然、文化に育まれた営みとして親から子へ継承されていく文化でもあります。

しかしながら、現在の食生活はライフスタイルの多様化や核家族化等の環境の変化に伴い、「食」の大切さに対する意識が希薄になり、食生活の乱れや栄養の偏りそして家族と食卓を囲む機会の減少等により、肥満や生活習慣病の増加等がみられます。

こうした状況を踏まえ、大和町では、平成21年3月に「たいわの食育」として、「大和町食育推進計画」を策定し、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、関係団体等での取り組みを通じて、食育を推進してまいりました。

第1次計画は平成25年度をもって終了いたしました。これまでの成果と課題を踏まえ、平成26年度から平成30年度までの5年間の「たいわの食育第2期大和町食育推進計画」を策定し、「明るく元気で生きたいわ」・「伝えたい大和の味 食べてけさいん」の2つを基本目標として、町民の皆様をはじめ関係団体、関係機関と連携・協働しながら更なる食育を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました大和町食育推進会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

平成26年3月

大和町長 浅野 元

第1章 計画策定の趣旨

食を取り巻く環境は、核家族化、共働き家庭の増加、生活様式の多様化及び外食産業の発展などにより大きく変化しています。これに伴い幼児期からの生活リズムの乱れ、小中学生の朝食の欠食や野菜の摂取量の不足、さらには過食や栄養バランスの崩れた食事による生活習慣病の増加など健康問題が表面化しています。

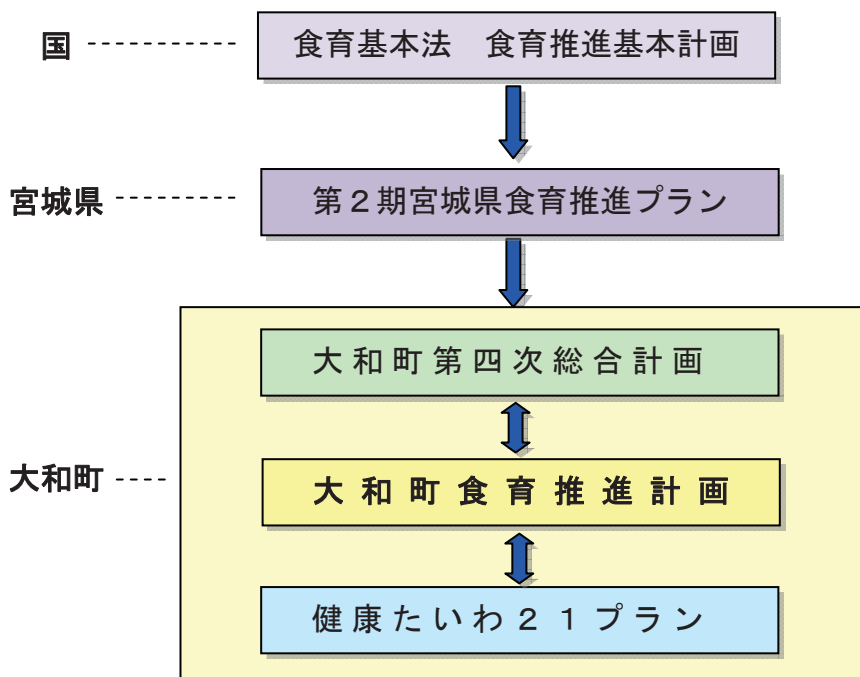
また、食の安全性が叫ばれる中で、地産地消についてもクローズアップされており、このような状況を踏まえて、本町では地域特性を生かした食育の取り組みを総合的かつ計画的に推進するため平成21年3月に「たいわの食育～大和町食育推進計画～」(以下第1期計画とします。)を策定し食に関する各種分野の人々が一体となり、食育推進に取り組んできました。

しかしながら、食を取り巻く環境の変化等に起因した、朝食欠食や肥満・メタボリックシンドロームなど生活習慣病の課題は継続しており、改善に向けたより具体的な取り組みを展開する必要があります。

このような状況を踏まえ、第1期計画の取り組みを基本としながら、「子どもからの健康づくり」と「みんながつながる食育」に重点をおき、これまで構築された推進体制を積極的に展開するため「大和町第2期食育推進計画」を策定します。

第2章 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画であり、大和町第四次総合計画に位置づけるとともに、「健康たいわ21プラン」など関連計画との整合性を図ります。



第3章 計画の期間

平成26年度から平成30年度までの5ヵ年計画とします。

第4章 計画の推進体制と進捗管理

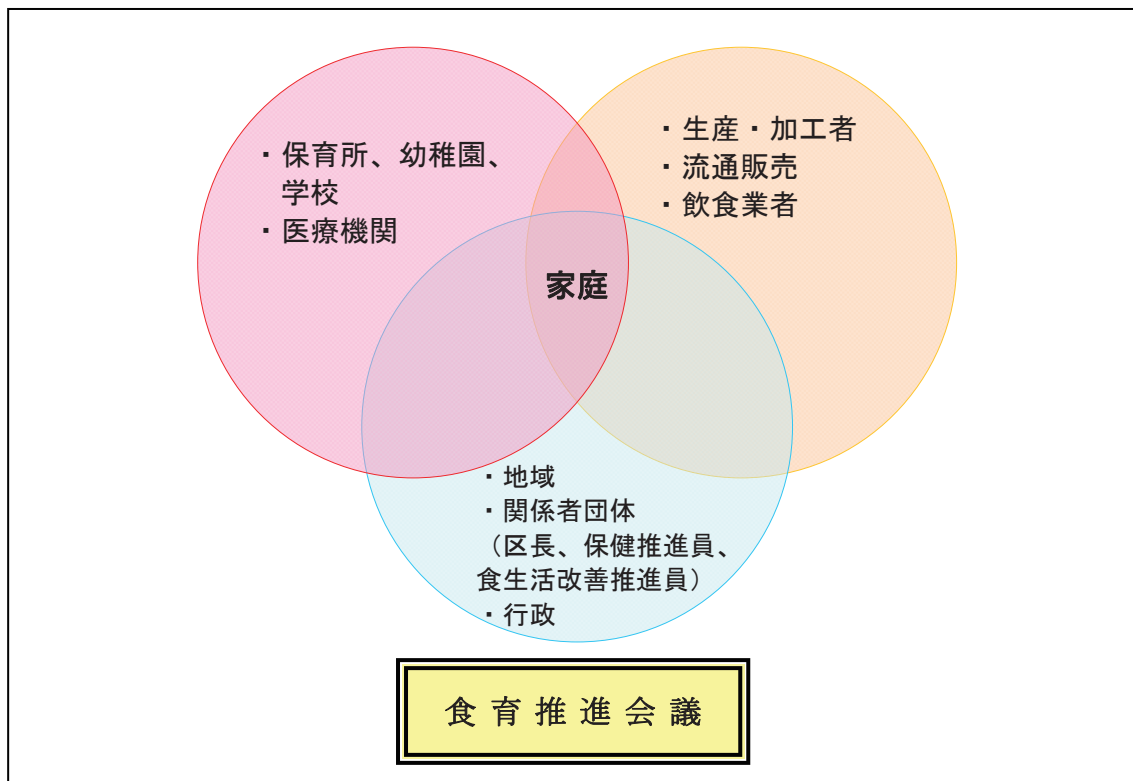
《推進体制》

私たちが生活をしていくためには、一人一人が「食」に関する正しい考え方を認識し、食事の摂り方についても乳幼児期、学童期、思春期、青年期、壮年期そして高齢期とそれぞれのライフステージに従い適切に対応し、生涯にわたって心身ともに健康で過ごせるように取り組んでいくことが大切です。

そのためには、家庭、地域、職場や保育所・幼稚園・学校、生産、加工・流通をはじめとする関係者及び消費者や行政が一体となり、食育の推進を展開していける体制づくりに取り組みます。

《進捗管理》

食育推進計画の策定、及び食育に関する施策の進捗管理については、食に関しての学識経験を有する者、食育の推進に関係する団体の役員又は職員、関係行政機関の委員又は職員、町の職員などで組織される大和町食育推進会議において食育の推進に関する重要事項を審議し、食育に関する施策の実施を推進します。



第5章 食育推進の基本目標と視点

食育とは「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」（食育基本法前文）こととされています。

町では食育を生涯にわたり推進していくために2つの基本目標を掲げます。

明るく元気で生きたいわ

（『健康たいわ21プラン』（大和町健康増進計画）の計画名であり、平成16年度より町民の健康増進を目指して推進中です。）

伝えたい大和の味 食べてけさいん

（住民活動により大和町の郷土料理と食文化を本にまとめ、平成18年度より本の表題のとおり郷土料理の継承活動を実践中です。）



基本目標の達成に向けて次の5つの視点と、それに対する重点項目を掲げ、ライフステージとそれぞれの場（保育所・幼稚園・学校・家庭・地域・生産者・消費者・行政）において食育の取り組みを推進していきます。

視点1 食習慣と健康

- 重点行動1-①：食を通じたコミュニケーションを図る
- 重点行動1-②：規則正しい生活リズムを整える
- 重点行動1-③：肥満を予防し生涯を通じて適正体重の維持
- 重点行動1-④：ライフステージにおける望ましい食習慣や知識を習得した健康づくり
- 重点行動1-⑤：栄養バランスのすぐれた日本型食生活の実践
- 重点行動1-⑥：口腔衛生の向上

視点2 食の由来と食文化の継承

- 重点行動2-①：生涯をとおして食文化にふれる郷土料理の継承

視点3 自然への恩恵等感謝、環境の調和

- 重点行動3-①：体験をとおして食を大切にする心を育む
- 重点行動3-②：地産地消の推進
- 重点行動3-③：食品の廃棄物の発生抑制と食品リサイクルの推進

視点4 食品の安心・安全

- 重点行動4-①：食品の安全性の情報提供

視点5 多様な機関の連携、協力による食育運動の推進

- 重点行動5-①：食育運動の推進
- 重点行動5-②：「みんながつながる食育」の実践



第6章 大和町の食をめぐる現状

視点別の状況

視点1 食習慣と健康

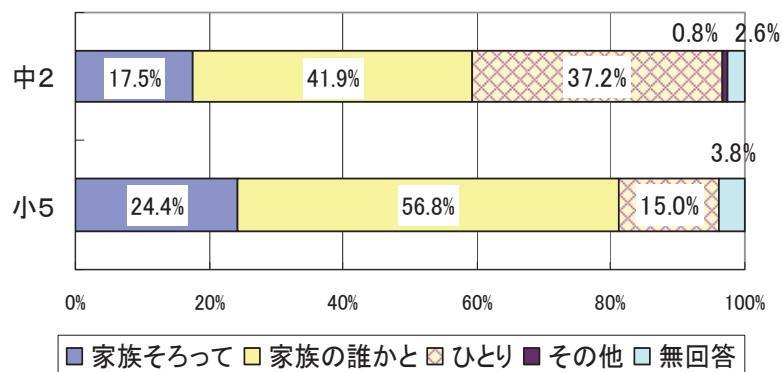
●重点行動1-①：食を通じたコミュニケーションを図る

ア. ひとりで食べる子どもの割合（平成25年度食育に関するアンケート調査結果より）

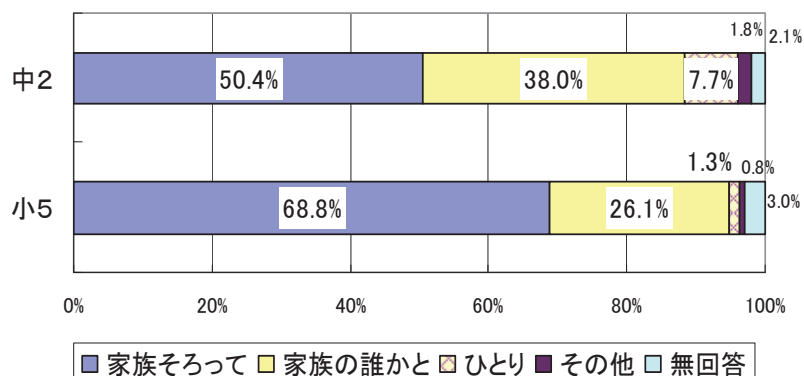
朝食・夕食ともに「ひとりで食べる」子どもの割合が小学5年生で15%、中学2年生ではその2倍以上の割合となることがわかりました。夕食については「家族そろって」「家族の誰かと」食べる子どもの割合が90%前後となっており、家族団らんの中で食事を食べているという状況でした。



家族で食事をしている子どもの割合（朝食）



家族で食事をしている子どもの割合（夕食）

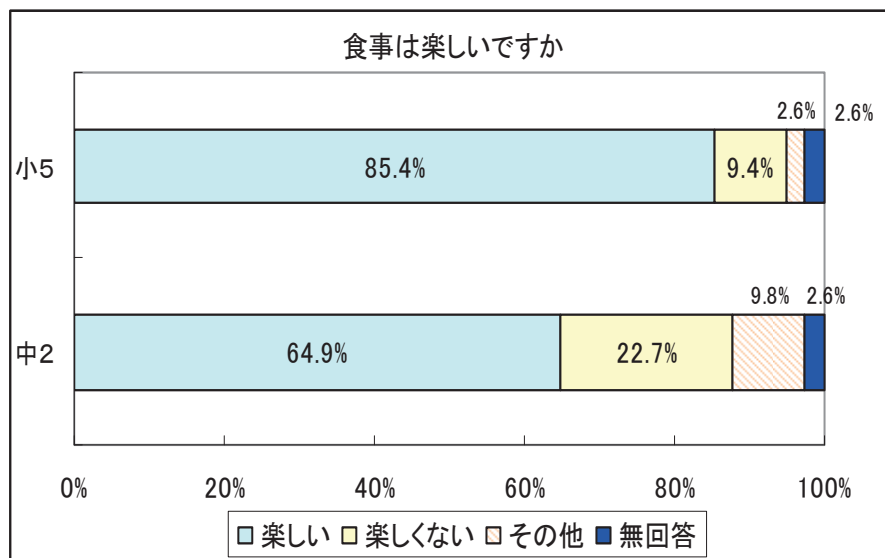


食事の時間は家族のコミュニケーションの場としてだけでなく、食に関する正しい知識を親から子どもへと伝えられる大切な場でもあります。一人で食事を食べる「孤食」を減らしていくことはとても重要なことと考えます。

イ. 食事を楽しいと感じる子どもの割合

(平成25年度食育に関するアンケート調査結果より)

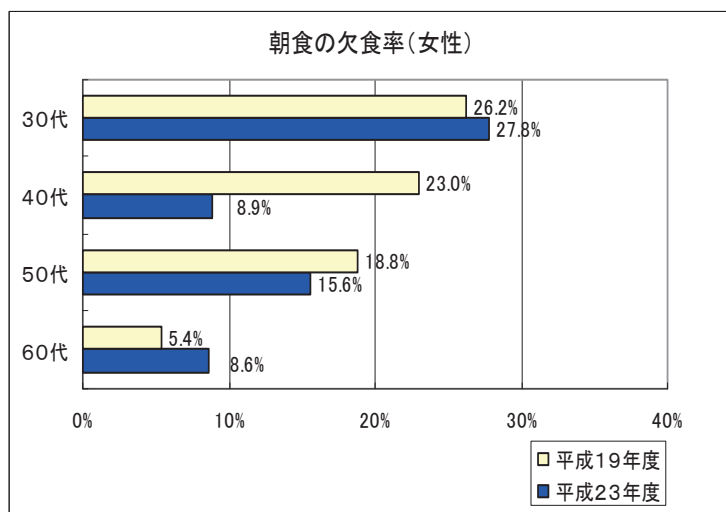
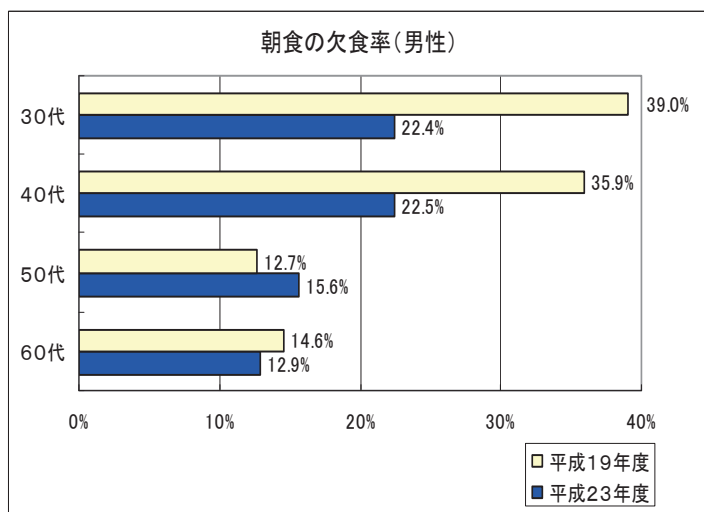
食事を「楽しい」と感じている子どもの割合は小学5年生では85.4%、中学2年生では64.9%でした。その反面、「楽しくない」と感じている子どもの割合が小学5年生の9.4%に対し、中学2年生では22.7%であることがわかりました。



●重点行動1-②：規則正しい生活リズムを整える

朝食の摂取状況

ア. 朝食を毎日食べない人の割合 (平成23年度大和町健康意識調査結果より)



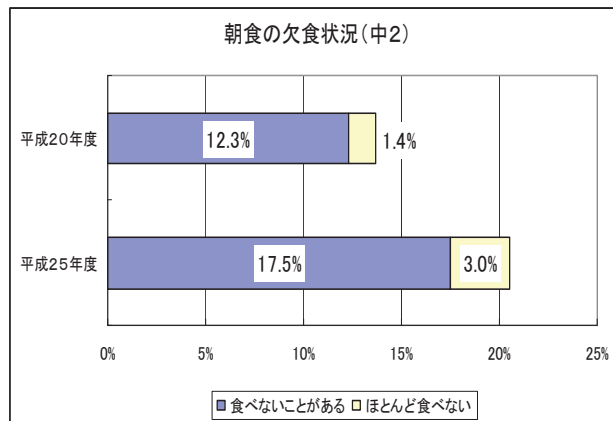
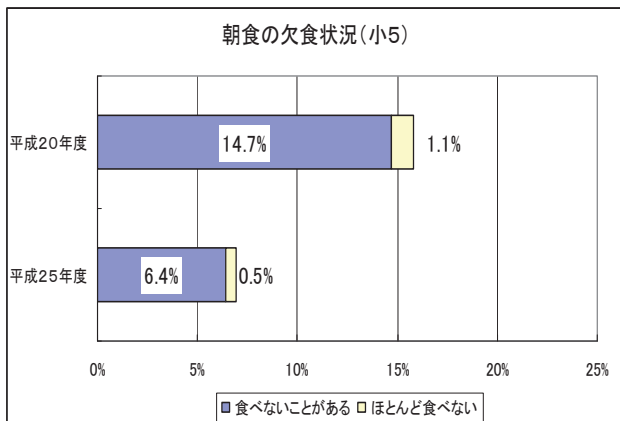
朝食を毎日食べない人の割合を年代別でみると男女共に40代が改善しました。男性では30代と60代が、女性では50代がそれぞれ改善しましたが、男性50代と女性の30代と60代では朝食を毎日食べない人の割合が増えている状況であることがわかりました。

《朝食をとらない理由》

「食欲がない」と答えた人が38.5%と最も多く、次いで「時間がない」が37.2%、「食べる習慣がない」が26.9%でした。その他に「作るのが面倒」、「食事量を減らす」という理由も少数ながらみられました。

イ. 小中学生の朝食の欠食状況 (平成25年度食育アンケート調査結果より)

	小学5年生		中学2年生	
	平成20年度	平成25年度	平成20年度	平成25年度
食べないことがある	14.7%	6.4%	12.3%	17.5%
ほとんど食べない	1.1%	0.5%	1.4%	3.0%



小学生では「食べないことがある」「ほとんど食べない」という割合がかなり減っている状況であることがわかりました。その反面、中学生では朝食を食べていない人の割合が高くなっている傾向でした。

《朝食をとらない理由》

小学5年生では「時間がない」、「食欲がない」と答えた人が多く、どちらも25%でした。中学2年生では「時間がない」と答えた人が多く32%でした。

その他では、「ごはんが炊けていない」「食べるのが面倒」「食べる気がない」と答えた人もいました。

視点1 食習慣と健康

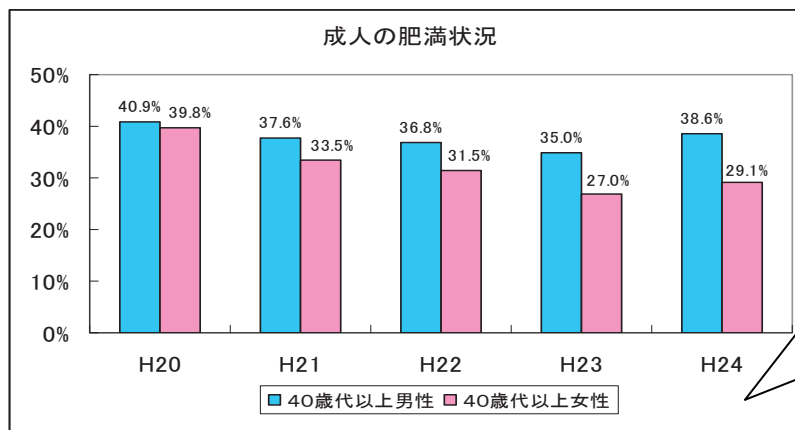
●重点行動1-③：肥満を予防し生涯を通じて適正体重の維持

1. 肥満の状況

ア. 成人の肥満状況（大和町特定健康診査結果より）

	県の現状値（平成22年度）	町の現状値（平成24年度）
40歳代以上男性	32.7%	38.6%
40歳代以上女性	25.4%	29.1%

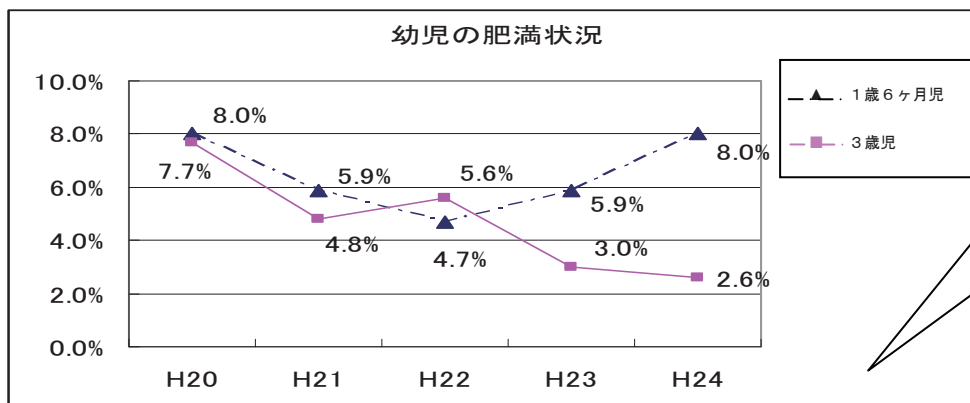
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
40歳以上男性	40.9%	37.6%	38.0%	35.0%	38.6%
40歳以上女性	39.8%	33.5%	31.0%	27.0%	29.1%



町の肥満状況は県よりも男女ともに高い状況です。特に男性の肥満者の割合は、過去数年のデータから3割を超えています。

イ. 幼児の肥満状況（1歳6ヶ月児健診、3歳児健診より）

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1歳6ヶ月児	太りぎみ (18~)	8.0%	5.9%	4.7%	5.9%	8.0%
3歳児	太りぎみ (18~)	7.7%	4.8%	5.6%	3.0%	2.6%



3歳児は肥満傾向のお子さんの割合が減少したものの、1歳6ヶ月児では増えている状況です。



ウ. 学童の肥満状況（小中学校の状況より）

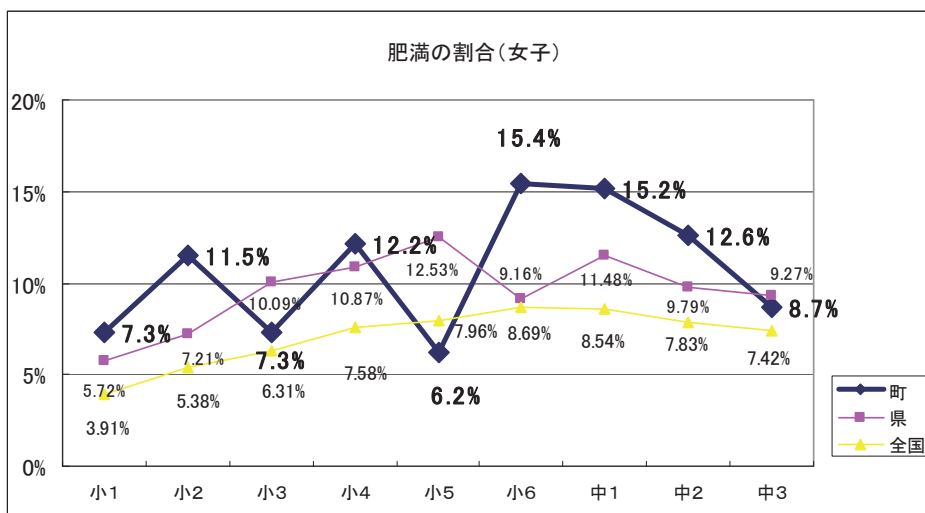
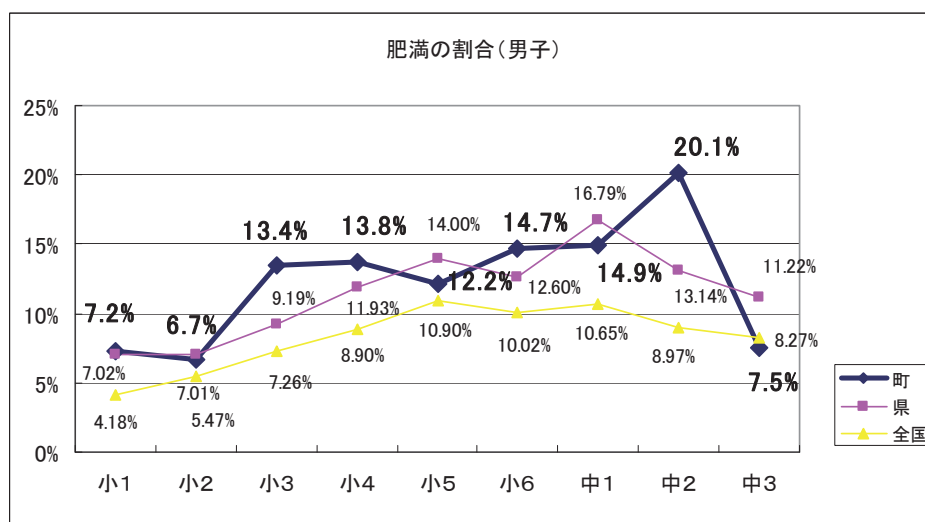
平成25年度 肥満傾向児の割合（国・県：学校保健統計、町：健康診査結果より）

☆小学5年生

	国	県	町
男子	10.90%	14.0%	12.2%
女子	7.96%	12.53%	6.2%

☆中学2年生

	国	県	町
男子	8.97%	13.14%	20.1%
女子	7.83%	9.79%	12.6%



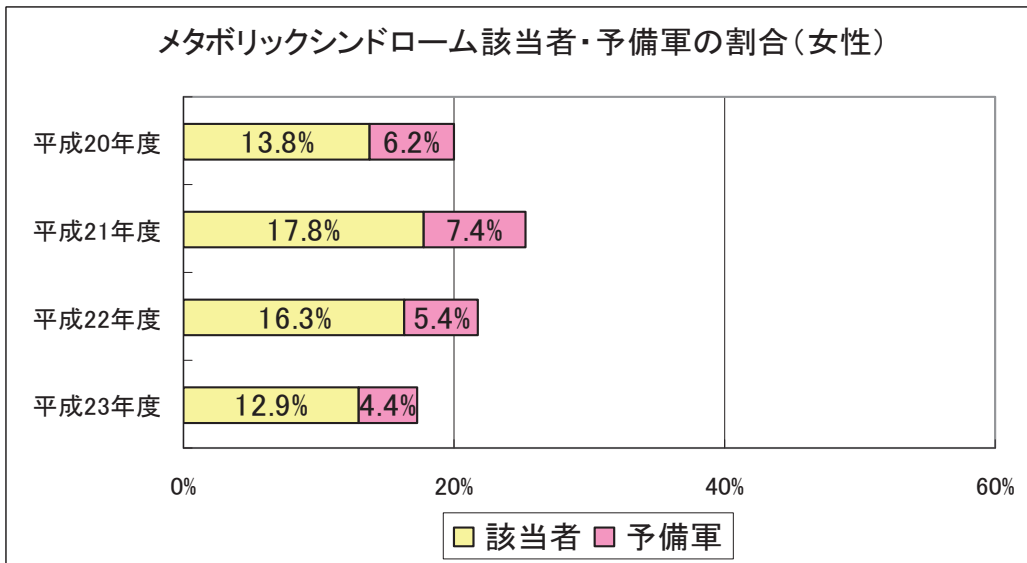
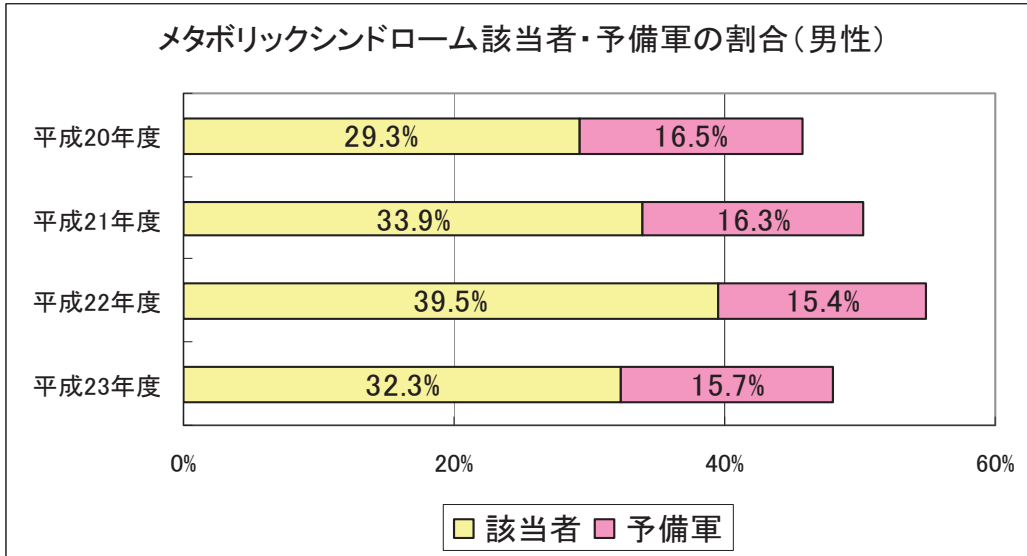
男女ともに、学年が上がると肥満傾向児の割合が増加している傾向があります。小学5年生では県平均を下回っていますが、中学2年生では国、県よりも肥満傾向児の割合が高い状態となっています。

小児期から学童期、思春期にかけての肥満は成人の肥満へ移行する可能性もあり、小児期からの食生活や生活習慣の見直しなどがとても大切です。

2. メタボリックシンドロームの該当者・予備軍の割合（特定健康診査より）

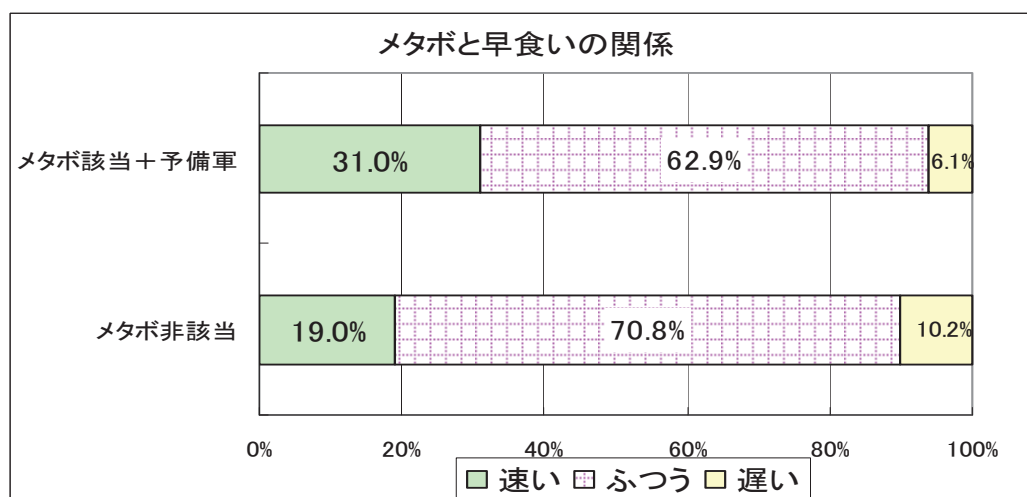
町のメタボリックシンドローム該当者・予備軍の割合

	該当者	予備軍
平成20年度	20.9%	10.9%
平成23年度	21.8%	9.5%



肥満者の割合は40代以上女性が改善していますが、男性はまだ高い割合であることがわかりました。適正体重を知り、それにあった適量の食事や運動などの望ましい生活習慣を伝えていく必要があります。

3. メタボリックシンドローム該当者と食べる速度の関係（平成24年度特定健診結果より）



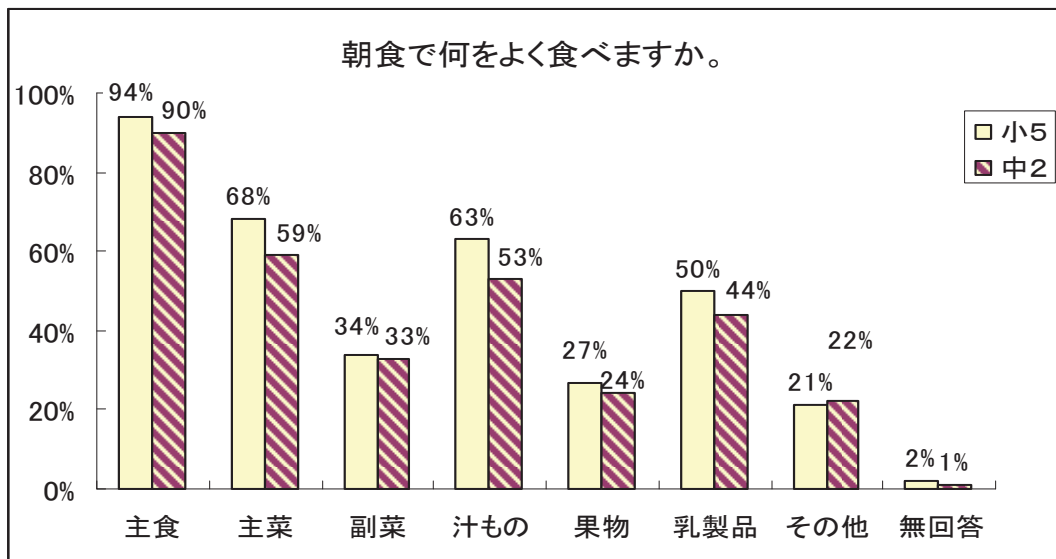
メタボリックシンドローム該当者は食べる速度が速い人に多いという傾向がみられました。

視点1 食習慣と健康

● 重点行動1-④: ライフステージにおける望ましい食習慣や知識を習得した健康づくり

ア. 子どもが食べている朝食の内容について

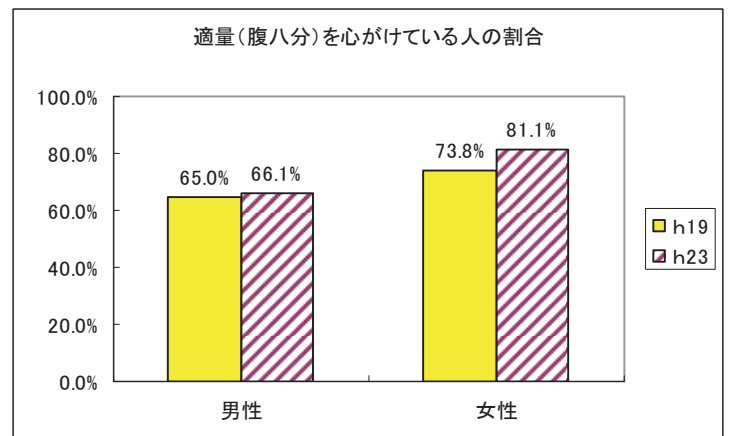
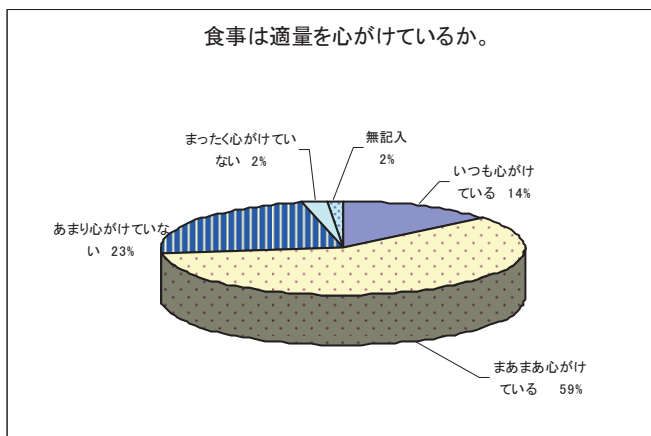
(平成25年度食育アンケート調査結果より)



朝食の内容をみると主食は、小学5年生、中学2年生ともに90%以上が食べているのに対して、主菜は小学生5年生68%中学2年生59%、副菜は小学5年生34%中学2年生33%であることがわかりました。主食をきちんと食べているが、たん白源である主菜や野菜料理の副菜の不足といった点で、栄養バランスの偏りがうかがえる結果となりました。

イ. 食事の量は適量（腹八分目）を心がけている人の状況

(平成23年度大和町健康意識調査結果より)

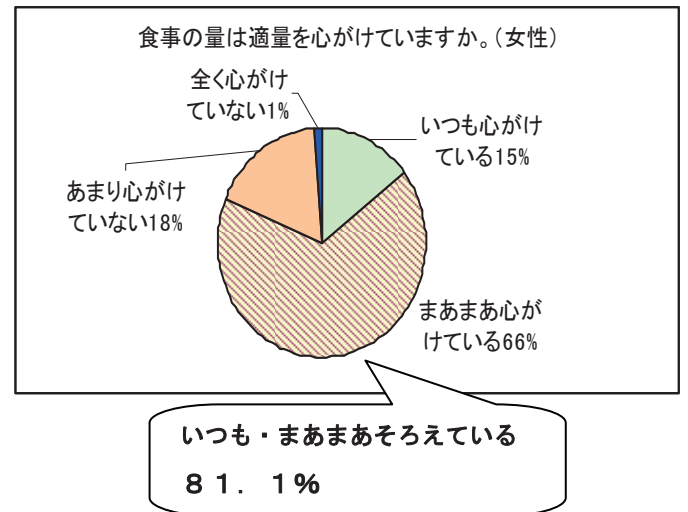
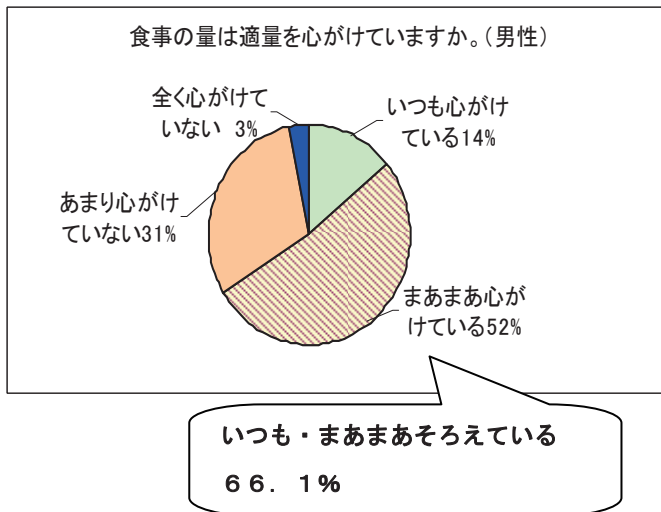


●重点行動 1－⑤：栄養バランスの優れた日本型食生活の実践

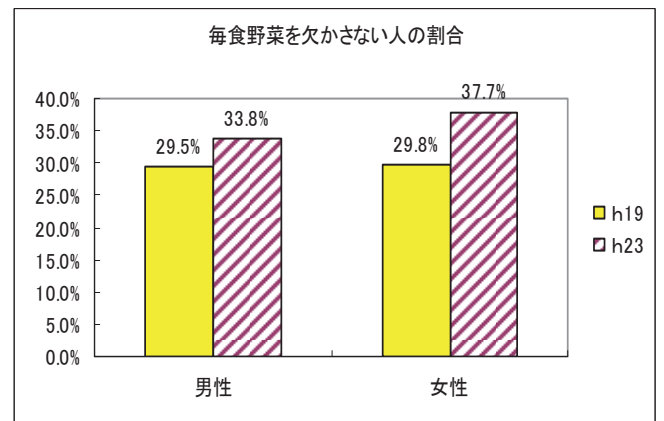
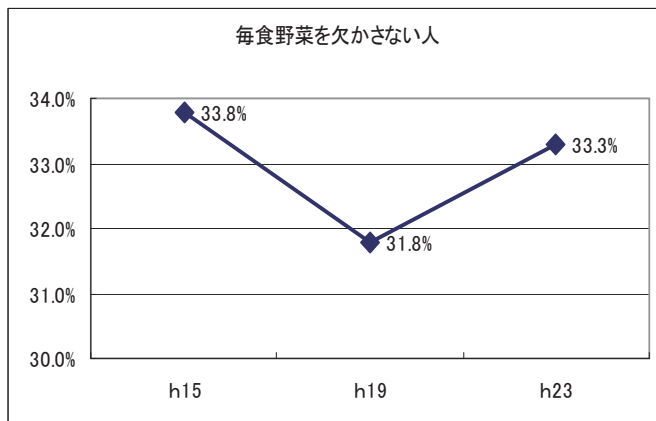
ア. 主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の状況

(平成23年度大和町健康意識調査結果より)

県の現状値 (H22)	町の現状値 (H23)
70.5%	73.1% (男性72.5%・女性88.2%)



イ. 毎食、野菜を食べている人の増加 (平成23年度大和町健康意識調査結果より)



毎食、野菜を食べる人の割合が全体の3割を超えている状況でした。男女別にみても増加している傾向があり、食事の度に野菜を食べていることが分かりました。年代別にみると30代が83.5%、40代が83.6%、50代が88.3%、60代以上が94.7%という結果で、年代が上がるごとに野菜を食べている割合が高いことが分かりました。



視点1 食習慣と健康

●重点行動1-⑥：口腔衛生の向上



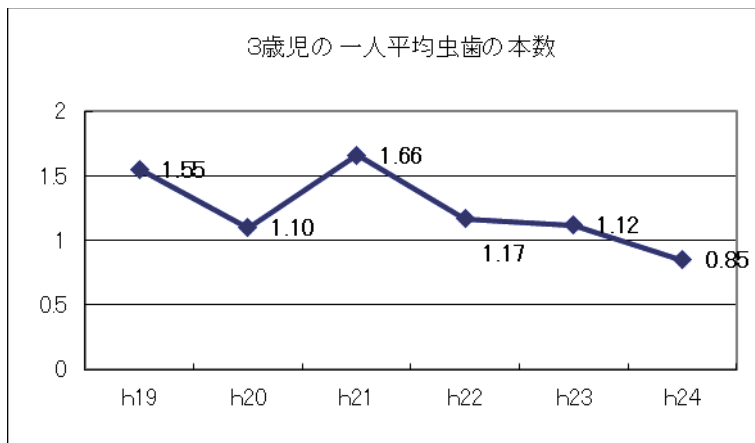
歯科保健の状況

ア. 3歳児の一人平均虫歯の本数（3歳児健診結果より）

国の現状値（平成23年度）	県の現状値（平成23年度）	町の現状値（平成24年度）
0.74本	1.11本	0.85本

イ. 3歳児の一人平均虫歯の本数（町3歳児健診結果より）

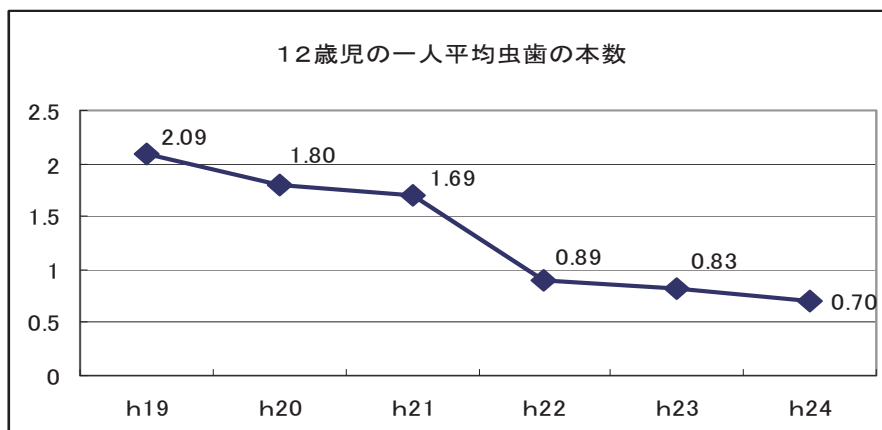
年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
虫歯（本）	1.10本	1.66本	1.17本	1.13本	0.85本



過去6年間の町年次推移としては一人平均虫歯本数は減少し改善しています。

ウ. 12歳児の一人平均虫歯の本数（町内中学校健診結果より）

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
虫歯（本）	1.80本	1.69本	0.89本	0.83本	0.70本



エ. 「8020賞」で表彰される人（累計）

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
表彰者 (累計)	56人	58人	62人	67人	70人

※8020（ハチマルニイマル）運動

1989年（平成元年）より厚生労働省（当時の厚生省）と日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上の自分の歯を保とう」という運動です。20本以上の歯があれば食生活にほぼ満足することができると言われていています。そのため「生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように」との願いを込めてこの運動が始まりました。

町では80歳になっても20本以上の自分の歯を保っている方を「8020賞」として、表彰をしています。

視点2 食の由来と食文化の継承

●重点行動2-①：生涯をとおして食文化にふれる郷土料理の継承

郷土料理の継承活動の状況

ア. 「伝えたい大和の味 たべてけさいん」の出版数と在庫数

	平成19年度	平成20年度	平成24年度
出版数	2,030部	1,000部 (H21・1月に増刷)	
在庫数	1,951部	117部	215部 (平成21~24年度)

※「伝えたい大和の味 たべてけさいん」とは…

大和町の食文化を再認識し後世に伝承していくことを目的に作られた、伝統料理と郷土料理を中心に紹介した本。(平成19年3月初版)

平成18年度に大和町食生活改善推進員の中から“大和町郷土料理と食文化編集委員会”を立ち上げ、編集委員が中心となり町内の各地区に出向き年中行事や行事食、由来などの聞き取り調査から本作りをスタートさせました。

伝統料理・郷土料理だけではなく、伝統料理をアレンジした料理、食べてほしいおすすめ料理やだしのとり方、野菜の切り方など食育を意識した内容も取り入れられており、幅広い世代の方々に求めていただき好評を得ています。「説明がわかりやすく作りやすい」「嫁ぐ娘に持たせたい」「おせち料理の参考に」「懐かしい料理がのっていて昔を思い出した」など、たくさんのコメントが寄せられています。

イ. 郷土料理講習会への参加者数

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
参加者数 (累計)	347名	424名	477名	617名	762名

ウ. 食生活改善推進員による郷土料理普及活動

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
参加者数 (累計)	494名	467名	521名	521名	588名

視点3 自然への恩恵等の感謝, 環境の調和

●重点行動3-①: 体験をとおして食を大切にする心を育む

ア. 農業体験学習等実施状況

項 目	県の現状値	町の現状値 (平成19年度)	町の現状値 (平成23年度)
農業体験学習に取り組む小・中学校の割合	68%	75%	88.9%
(教育ファームに取り組む小・中学校の割合)	(—)	(62.5%)	(77.8%)

※ 教育ファームとは…

子どもから大人まで、生産者の指導の下「種まきから収穫まで」の一連の農作業を体験します。その中で体験者が自然の恩恵に感謝し、食に関わる活動への理解を深めることを目的としています。

具体的には「体験者が、実際に農林水産業を営んでいる方の指導を受け、同一作物について2つ以上の作業を、年間2日以上行うこと」と、定義しています。

イ. 宮床ふれあい農園利用状況 (全68区画)

	平成23年度	平成24年度	平成25年産
利用区画数	68区画	68区画	68区画
利用人数	68人	67人	68人
利用率(%)	100.0	98.5	100.0



視点3 自然への恩恵等の感謝, 環境の調和

●重点行動3-②: 地産地消の推進

地産地消の状況

ア. 大和町の学校給食での地場産品の使用品目数 (黒川郡内)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
使用品数	9品目	8品目	9品目	12品目	13品目

学校給食での地場産品数は増加している傾向です。

特に大和町の特産である舞茸やしいたけなどのきのこ類や岩魚などさまざまな献立のアレンジをして提供しています。

イ. 完全給食実施校のうち米飯給食を週3回以上実施する小中学校の割合

全国平均値 (平成22年度)	県の現状値 (平成21年度)	町の現状値 (平成20年度以降)
99.9%	98.5%	100%

今後も町内産のお米を使い米飯給食を週4回実施していきます。

ウ. 農産物販売所施設や体験交流施設等の増加

県の現状値 (平成24年度)	町の現状値 (平成24年度)
275箇所	6箇所

今後、町内の施設については増える予定は特にありません。

エ. 環境保全米づくりの取り組み状況

	水稻作付面積	うち環境保全米 作付面積	環境保全米 作付割合
平成19年産	1,563.9ha	150.2ha	9.6%
平成20年産	1,514.7ha	294.4ha	19.4%
平成24年度	1,546.2ha	470.7ha	30.4%

平成24年度の環境保全米の作付面積は平成19年度と比較すると3倍以上となっています。年々、作付面積が増えています。



※ 環境保全米とは

なるべく環境に負担をかけないよう、農薬や化学肥料を従来の半分以下に減らし、消費者・生産者の健康を考え大切に育てられたお米です。

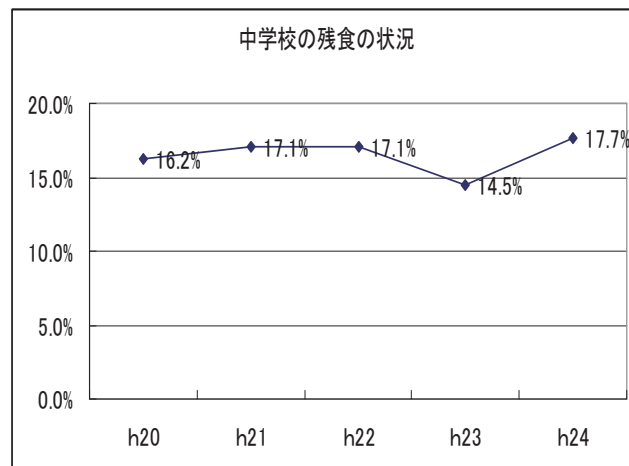
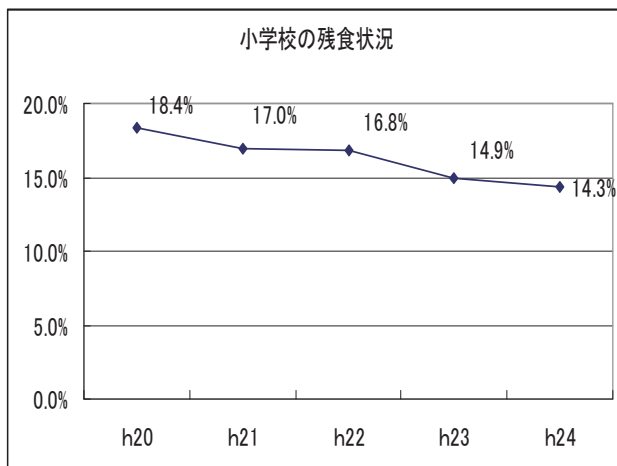
視点3 自然への恩恵等の感謝，環境の調和

●重点行動3-③：食品の廃棄物の発生抑制と食品リサイクルの推進

食品の廃棄物の発生抑制と食品リサイクルの状況

ア. 学校給食センターの状況

a. 残食率の状況



b. 厨芥類の処理状況

野菜の切りくず及び脱水した残食の厨芥類については，専門業者に処分を委託し，飼料や肥料にリサイクルしました。

単位：kg

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
処理量	20,370	23,839	23,645	23,755	21,418

c. 廃食油の処理状況

揚物に使用して不要になった廃食油については，専門業者へ売却処分を行いました。

単位：缶(18ℓ)

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
処理量	170	57	59	66	93

イ. 生ごみ処理機補助台数

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
処理機	5	5	5	9	1
コンポスト	59	9	10	12	-

視点4 食品の安心・安全



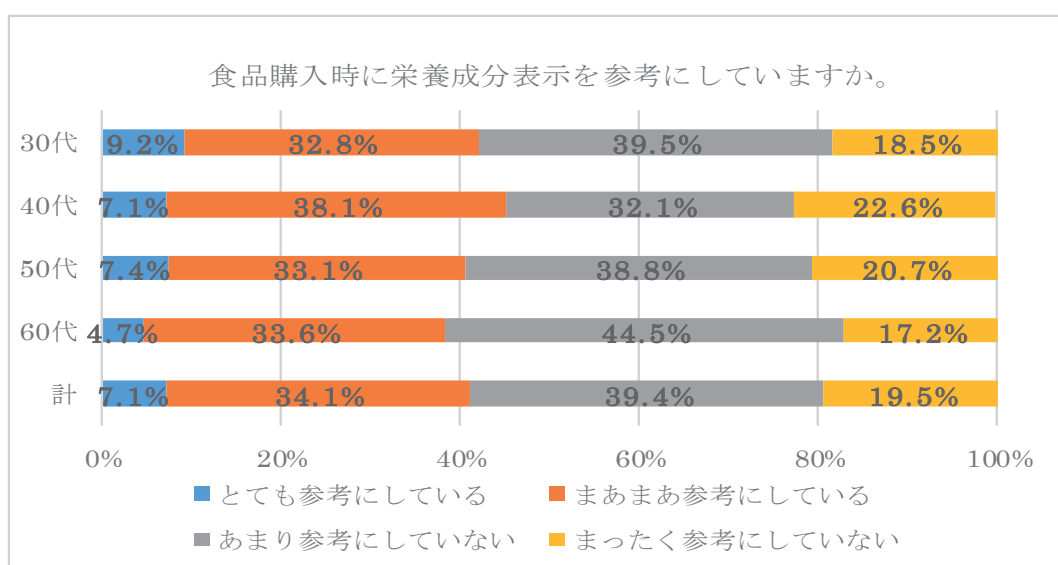
●重点行動4—①：食品の安全性の情報提供

食品の安全性に関する基礎的知識を持っている人の状況

ア. 食品を買う時に栄養成分表示（カロリー等）を参考にしている人

県の現状値（平成22年度）	町の現状値（平成23年度）
40.9%	41.2%（男性33.0%・女性48.0%）

（平成23年度大和町健康意識調査結果より 端数処理）



とても・まあまあ
参考にしている
41.2%

「とても参考になっている」・「まあまあ参考になっている」と答えた人は41.2%であり参考にしていない人が58.9%と半数以上であることがわかりました。

年代別では、「とても・まあまあ参考にしている」と答えた人は40代が45.2%と最も高く、ついで30代42.0%、50代、60代となっています。

イ. 消費生活養成講座修了生数

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受講生 (延べ)	140名	254名	346名	435名	547名

ウ. 食品の放射性物質測定の実績

	野菜類	果物類	きのこ類	穀物類	肉類	合計
平成24年度	40	8	29	6	0	83
平成25年度	20	3	23	0	1	47

放射能性物質の測定は平成24年6月から開始しましたので、平成24年度は6月から3月までの実績となります。平成25年度につきましては、4月から12月までの実績です。



視点5 多様な機関の連携，協力による食育運動の推進

「食育」の推進のためには、行政と関係機関が連携をとり、多様な関係機関が互いに連携・協力しながら地域や家庭における住民主体の取り組みが実践できる内容を推進していくことが大切です。

また、食育を推進するボランティア等と積極的に連携することで食育運動として展開し、一人一人の食育に関する主体的な取り組みの推進を図ります。

●重点行動5－①：食育運動の推進

食育運動・食育ボランティアの状況

ア. 食育に関心がある人の割合（アンケート結果より）

国の現状値 (平成24年度)	町の現状値 (平成19年度)
74.3%	67.4% (男性57.7%・女性76.2%)

食育に関心がある人の割合について全体的にみると、「関心がある」・「どちらかといえば関心がある」と答えた人が67.4%であり、年代別でみると、関心がある割合が最も多いのが50代で70.5%、ついで60代で68.3%、40代66%、30代65%となっています。

今回調査は実施しませんでした。食育に関心があることが家庭や地域における食育の推進につながると考えられることから、食育に関心を持ってもらえるような働きかけが必要と思われます。

●重点行動5－②：「みんながつながる食育」の実践

「食育」の推進のためには、

ア. 小学校と連携した健康づくり事業の展開

町内小学校（1校）、教育総務課、保健福祉課、仙台大学が連携を取り、“子どもとその保護者の肥満予防”を大きな目的に、運動面・食事面の両面から働きかけを平成24年度から行なっています。（平成24年度～平成26年度の実施）

地域住民へも同時に働きかけをし、住民の目線から子ども達の健康づくりについて意見など協力をもらい、つながりを持ちながらの食育活動を行なっています。

イ. 大和町食生活改善推進員の状況

大和町食生活改善推進員数

年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
人 数	82名	85名	80名	74名	83名	78名

食生活改善推進員養成講座の開催

年 度	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
人 数	24名	8名	11名

大和町の5地区全地区に食生活改善推進員がおり活動していますが、行政区単位となると町内61行政区のうち、食生活改善推進員は39行政区におり活動しています。活動の充実のためにも、食生活改善推進員がいない22行政区に呼びかけ、充足を図っていく必要があります。

また、現在食育ボランティアとしては食生活改善推進員のみで活動していますが、今後は「みやぎ食育コーディネーター」など様々な立場の方たちと連携をとって食育を推進していくことが大切です。

※ 食育ボランティアとは

地域における食育を地域の実情に応じた活動を展開することにより推進し、食への関心を喚起して、食の安全な選び方、組み合わせ方を判断する力と習慣の習得を促すことにより、健全で安心できる食生活の実践を促進するためのボランティアです。



第7章 評価指標の達成状況



◎目標値に達した○改善傾向がみられる▼低下

基本目標	視点	重点項目	評価指標	ベース値	現状値	年度	目標値	評価
				平成19年度			平成25年度	
明るく元気で生きたいわ 伝えたい大和の味食べてけさいん	食習慣と健康	食を通じたコミュニケーションを図る	一人で食べる子どもの割合（小学生）	朝食8.4% 夕食0.1%	朝食15% 夕食1%	h25	朝食7%以下 夕食0.1%以下	▼
		規則正しい生活リズムを整える	朝食を欠食する子どもの割合（小学5年生）	14.7%	6.9%	h25	2%以下	○
			朝食を欠食する子どもの割合（中学2年生）	12.3%	20.5%	h25	2%以下	▼
			朝食を欠食する30歳代男性	39%	22.4%	h23	23%以下	◎
			朝食を欠食する30歳代女性	26.2%	27.8%	h23	15%以下	▼
			朝食を欠食する人の割合（30代～60代）	22.3%	16.2%	h23	15%以下	○
		肥満を予防し生涯を通じて適正体重の維持	肥満者の割合 30歳代以上（男性）※	38.6%	38.6%	h24	25%以下	○
			40歳代以上（女性）※	35.9%	29.1%	h24	25%以下	○
			3歳児（カウプ18～）	4.5%	2.6%	h24	2.0%	○
			内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を知っている人の割合※	89.4%	91.5%	h23	90%以上	◎
			早食いの人の割合が減る（40歳～74歳）	男性 26.8% 女性 20.7%	男性 23.4% 女性 22.4%	h24	男性 20.0% 女性 15.0%	○ ▼
		ライフステージにおける望ましい食習慣や知識を習得した健康づくり	食事バランスガイド等を参考に食生活を送っている人の増加	30.0%			50%以上	
			食事の量は適量（腹八分目）をこころがけている人の割合※	男性 65% 女性 73.8%	男性66.1%以上 女性81.1%以上	h23	男性 80%以上 女性 80%以上	○ ◎
			栄養バランスのすぐれた日本型食生活の実践	主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の割合※	男性 71.4% 女性 83.1%	男性 72.5% 女性 88.2%	h23	男性 75%以上 女性 85%以上
		口腔衛生の向上	毎食、野菜をとっている人の増加※	31.8%	33.30%	h23	50%以上	○
			一日あたり野菜を350g以上とる必要性があることを知っている人の割合※	男性 52.2% 女性 75.3%	男性 44.6% 女性 64.3%	h23	男性 60%以上 女性 75%以上	▼ ▼
			3歳児の一人平均虫歯の本数※	1.55本	0.85本	h24	1本以下	◎
		食の由来と食文化の継承	12歳児の一人平均虫歯の本数	2.09本	0.70本	h24	1.55本以下	◎
			『8020賞』で表彰される人が毎年いる※	51人	累計70人	h24	累計100人	○
			郷土料理の本「食べてけさいん」の販売冊数	1,744冊	2076冊	h24	2,500冊	○
	自然への恩恵等の感謝、環境の調和	生涯をととして食文化にふれる郷土料理の継承	郷土料理講習会への参加者数	206名	762名	h24	累計1,500名	○
		食生活改善推進員による郷土料理普及活動	延べ100名	延べ762名	h24	延べ200名	◎	
		体験をととして食を大切にする心を育む	教育ファームに取り組む小中学校の割合	62.5%	77.8%	h24	75.0%	◎
	地産地消の推進	農業体験に取り組む小中学校の割合	75.0%	88.9%	h24	87.5%	◎	
		完全給食実施校のうち米飯給食を週4回実施する小中学校等の割合	週3回は100%実施	100%	h25	100%	◎	
		学校給食の地場産品数	8品目	13品目	h24	14品目	○	
		交流施設（農産物販売施設・体験・交流広場等）の開設箇所数	4	6	h25	4	◎	
	食品の廃棄物の発生抑制と食品リサイクルの推進	環境保全米の作付け割合	19.4%	30.4%	h24	70.0%	○	
		学校給食の残食率（小学校）	20.1%	14.3%	h24	15%以下	◎	
		学校給食の残食率（中学校）	18.6%	17.7%	h24	15%以下	○	
		生ごみ処理補助台数（処理機）	累計92台	累計117台	h24	累計120台	○	
	食品の安全性の情報提供	生ごみ処理補助台数（コンポスト）	累計36台	累計126台	h24	累計90台	◎	
		食品を買うときに、栄養成分表示（カロリー等）を参考にしている人の増加※	42.1%	38.9%	h23	50%以上	▼	
	食育運動の推進	食品の安全安心に関する講習会の受講者数	140名	547名	h24	累計1,000名	○	
		食育に関心をもっている人の割合の増加	67.4%			80%以上		
		食育という言葉を知っている人の割合の増加	64.5%			80%以上		
	食生活改善推進員の増加	96名	83名	h24	120名	▼		

※は平成20年3月策定の健康たいわ21プラン修正計画の指標と目標値から引用しています。



第8章 食育推進の重点項目及び評価指標



基本目標	視点	重点項目	評価指標	現状値	年度	目標値
『明るく元気で生きたいわ 『伝えたい味 食べてけさいん』	食習慣と健康	食を通じたコミュニケーションを図る	一人で食べる子どもの割合（小学5年生）	朝食15.0% 夕食1.3%	h25	朝食7.0%以下 夕食1.0%以下
			一人で食べる子どもの割合（中学2年生）	朝食37.2% 夕食7.7%	h25	朝食30.0%以下 夕食5.0%以下
		規則正しい生活リズムを整える	朝食を欠食する子どもの割合（小学5年生）	6.9%	h25	2%以下
			朝食を欠食する子どもの割合（中学2年生）	20.5%	h25	2%以下
			朝食を毎日食べる人の割合 30歳代男性※	77.6%	h23	80%以上
			朝食を毎日食べる人の割合 30歳代女性※	72.2%	h23	80%以上
			朝食を欠食する人の割合（30代～60代）	16.2%	h23	10%以下
		肥満を予防し生涯を通じて適正体重の維持	成人の肥満者の割合 40～64歳（男性）※	38.2%	h23	30%以下
			40～64歳（女性）※	22.7%	h23	20%以下
			子どもの肥満の割合 3歳児（カウプ18～）	2.6%	h24	1.5%以下
			小学5年生（男子）※	12.2%	h25	10.0%以下
			小学5年生（女子）※	6.2%	h25	5.0%以下
			中学2年生	16.6%	h25	12.0%以下
			メタボリックシンドローム該当者の割合 40～74歳※	21.8%	h23	16.0%以下
			メタボリックシンドローム予備群の割合 40～74歳※	9.5%	h23	7.0%以下
			早食いの人の割合が減る（40歳～74歳）	男性 23.4% 女性 22.4%	h24	男性 20.0% 女性 15.0%
			ライフステージにおける望ましい食習慣や知識を習得した健康づくり	食事の量は適量（腹八分目）をこころがけている人の割合 30～60歳代※	73.1%	h23
		塩分の多いものはできるだけ控えている人の割合 30～60歳代※		75.9%	h23	80%以上
		塩分の多いものはできるだけ控えている人の割合 40歳代※		71.8%	h23	80%以上
		塩分の多いものはできるだけ控えている人の割合 50歳代※		80.2%	h23	90%以上
		一日あたり野菜を350g以上とる必要性があることを知っている人の割合		男性 44.6% 女性 64.3%	h23	男性 60%以上 女性 75%以上
		栄養バランスのすぐれた日本型食生活の実践	主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の割合 30～60歳代※	79.6%	h23	80%以上
			毎食、野菜を欠かさない人の割合※30～60歳代	33.3%	h23	50%以上
			食品を購入するときに栄養成分表を参考にしている人の割合※	41.2%	h23	50%以上
		口腔衛生の向上	3歳児の一人平均虫歯の本数※	1.13本	h23	0.7本以下
			12歳児の一人平均虫歯の本数	0.70本	h24	1本以下
			『8020賞』で表彰される人が毎年いる※ 累計	67人	h23	100人
食の由来と食文化の継承	生涯をととして食文化にふれる郷土料理の継承	郷土料理の本「伝えたい大和の味」の販売冊数	2076冊	h24	2,500冊	
		郷土料理講習会への参加者数	762名	h24	累計1,500名	



基本目標	視点	重点項目	評価指標	現状値	年度	目標値
『明るく元気で生きたいわ』 『伝えたい味 食べてけさいん』	自然への恩恵等の感謝、 環境の調和	体験をととして食を大切に する心を育む	教育ファームに取り組む小中学校の割合	77.8%	h23	80%以上
			農業体験に取り組む小中学校の割合	88.9%	h23	90%以上
		地産地消の推進	学校給食の地場産品数	13品目	h24	15品目
			交流施設（農産物販売施設・体験・交流広場等） の開設箇所数	6	h25	6
			環境保全米の作付け割合	30.4%	h24	70.0%
		食品の廃棄物の発生抑制と 食品リサイクルの推進	学校給食の残食率（小学校）	14.3%	h24	15%以下
	学校給食の残食率（中学校）		17.7%	h24	15%以下	
	食品の 安全 安心	食品の安全性の情報提供	食品を買うときに、栄養成分表示（カロリー等） を参考にしている人の増加※	41.2%	h23	50%以上
			食品の安全安心に関する講習会の受講者数	547名	h24	累計1,000名
	食育 運動 の 推進	食育運動の推進	食育に関心をもっている人の割合の増加			80%以上
			食生活改善推進員がいる行政区の増加	39行政区	h25	45行政区以上
			食生活改善推進員の増加	78名	h25	100名

※は、平成26年3月策定の第2次健康たいわ21プランと整合性を取らせていただきます。

第9章 重点行動

(1) 展開の場における具体的な取り組み

生涯にわたり家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、生産者、消費者、行政等、それぞれの展開の場で連携を図りながら基本方向に沿って『重点行動』に取り組み、食育を推進します。

〈展開の場：保育所・幼稚園・学校〉



基本方向：食の興味関心を深め、食習慣の基礎を作り、望ましい食習慣を定着させていきましょう。

展開の場	視点	重点行動	担当課等
保育所の取り組み	視点1～5	○食育計画を策定し、計画に基づき、食育活動に取り組みます。	もみじヶ丘保育所
	視点1	○早寝・早起き、朝ごはん・みんなで食べるおいしい食事を合言葉に、規則正しい生活リズムと望ましい食習慣を伝えます。	
		○毎月の身体測定により、乳幼児の成長を把握し、継続的に健康管理をします。	
		○味覚の基礎と嚙む力を育て、口腔衛生にも配慮します。	
		○給食の献立表、食事だより、保護者参加型の行事をととして食の重要性を伝えます	
	視点1～2	○日本型食生活の食事の大切さを伝え、郷土料理の継承に力をいれます。	
視点3	○積極的に給食に地場産品を取り入れます。		
	○食体験を積み重ね、自然の恵みや食に対する感謝の気持ちを育みます。		
視点1・4	○子どもの心身の状態等に応じ、適切に対応します。		
視点5	○保育所関係機関の協力により、子どもたちへの食の関心を高めます。		
町内私立幼稚園	視点1～5	○食に関する指導の全体計画を策定し、食育活動に取り組みます。	町内私立幼稚園
	視点1	○早寝・早起き、朝ごはん・みんなで食べるおいしい食事を合言葉に食育に取り組みます。	
		○歯磨きの習慣を身に付けます。	
		○食育をテーマにして、保護者とともに食育を進めます。	
	視点1～2	○日本型食生活の食事の大切さを伝え、郷土料理の継承に力をいれます。	
視点3	○農業体験学習（教育ファーム等）の体験をととして食を大切にする心を育みます。		
視点1, 4	○アレルギーへの相互理解と知識を深めます。		
小中学校の取り組み	視点1～5	○すべての学校で食に関する指導の全体計画に基づき食育活動に取り組みます。	教育総務課
	視点1	○早寝・早起き、朝ごはん みんなで食べるおいしい食事 あいさつ運動を推奨します。	
		○肥満予防のため、正しい食習慣と適度な運動の大切さについて啓発していきます。	
		○歯と口の健康に気を配ります。	
	視点1～2	○給食の献立表や給食だよりを通じ食の大切さを各家庭にお知らせします。	学校給食センター 学校給食センター
		○日本型食生活の食事の大切さを伝え、郷土料理の継承に力をいれます。	
○学校給食に地場産品を取り入れ、とくに11月は地場産品月間とします。		学校給食センター	
視点3	○米飯給食を週4回、地元米で実施していきます。	教育総務課	
	○農業体験学習（教育ファーム等）から米文化の継承、食の理解を図っていきます。		
	○食料事情や、食糧問題に対する意識を高めます。		

〈展開の場：家庭、地域、行政〉

基本方向：食卓でコミュニケーションを図り、思いやりの心と食文化を継承していきましょう。
ライフスタイルに応じた健康的で楽しい食生活を実践継続し肥満を予防していきましょう。

展開の場	視 点	重 点 行 動	担当課等
家庭	視点 1	○家庭で食卓を囲む機会（共食）を増やし、食の楽しさを実感していきます。 ○こしょく（個食、孤食、小食、粉食、濃食、固食）に関心を持ちます。 ○一日3食、規則正しい食生活リズムを身に付けます。 ○正しいマナー・作法による食事を見つけ、食前・食後のあいさつをします。 ○食事づくりの手伝い、買い物を通して食に触れ、調理の基本を覚えます。 ○野菜料理を取り入れ、バランスの良い食生活を実践していきます。 ○歯磨き習慣を身に付け、一口20回はよく噛みましょう。	食育推進会議
	視点 2	○地域に伝わってきた郷土料理や行事食を大切に取り入れていきます。	
	視点 3	○栽培、調理等の体験をとおして食べ物への関心や感謝の心を持ちます。 ○農業体験や料理教室、郷土料理講習会、研修会等に積極的に参加します。	
	視点 1, 5	○早寝・早起き、朝ごはん・みんなで食べるおいしい食事を合言葉に食育に取り組みます。	
地域	視点 1, 2	○『伝えたい大和の味 食べてけさいん』の啓発普及活動を積極的に推進していきます。	食育推進会議
	視点 3, 5	○食生活改善推進員による地域の野菜を使った食卓コンクールを開催します。	
	視点 5	○地域で子ども～高齢者まで食を共にする機会を持ちます。 ○地域における食に関する活動、交流をひろげ、ネットワークを構築します。 ○6月と11月、毎月19日を「食育の日」として普及活動を継続します。	
行政の 取り組み	視点 1	○妊婦相談、乳幼児健診をとおして生活リズムを整えるように支援をします。 ○栄養、運動面からの肥満予防の啓発普及を行い生活習慣病を予防します。 ○食生活指針、食事バランスガイドの啓発普及に努めた活動を実施します。 ○日本型食生活のアドバイスをを行い健康づくり事業を実施します。 ○口腔衛生向上のために歯科保健事業を実施します。	保健福祉課
	視点 2	○料理教室において地域の伝統や食文化、郷土料理等を継承します。	公民館
	視点 5	○妊婦～子育て中の人に重点をおき、食育について啓発普及に努めます。	保健福祉課
		○地域で食育に取り組む食生活改善推進員の養成、育成をします。	生涯学習課
		○放課後子ども教室において、食育に関する事業に取り組みます。 ○ボランティア登録いただいている、地域の方の経験値を生涯学習展開に活かします。 ○『食育かるた』を活用して、食育を推進します。 ○企業や団体との連携により、食育を推進します。	食育推進会議

○共食（きょうしょく）とは・・・家族、友人、学習・仕事やグループの仲間等と共に食事をする事。

共食の良いところは ①会話がはずみ、コミュニケーションがとれる。

②人間関係が築ける。

③新たな料理・食材・調理法を知る。

④地域や各家庭の味を伝え合える。などがあげられます。

※反対の意味の言葉・・・孤食（こしょく）：家族と団欒することなく一人で食べるこ



〈展開の場：生産者、消費者、行政〉

基本方向：食の4要素（美味しさ、安心・安全、健康、適価）をふまえ、
地元の野菜を毎日の食卓にのせ、地産地消及び食品のリサイクルを推進しましょう


展開の場	視点	重点行動	担当課等
生産、加工者	視点3	○農産物生産の体験機会を増やします。 ○学校給食に地元の野菜の消費を推進します。 ○体験農園の利用を促進します。	食育推進会議
	視点3, 4	○安全でおいしい野菜やお米を土づくりから取り組みます。	
流通、販売、飲食業者	視点3	○産直施設や朝市、スーパーの直売コーナー、生産者の庭先販売等で地場産品を積極的に販売します。	食育推進会議
	視点3, 5	○地場産品応援の店『緑提灯』等へ参加します。	
	視点5	○食育活動へ参加する『食育参加店』としての活動を行います。	
消費者	視点3	○地場産品に興味関心を持ちます。 ○体験農園への参加、家庭菜園をとおして食べ物の大切さを理解します。 ○食べ物の旬を大切にします。	食育推進会議
	視点3～5	○かしこい消費者（栄養成分表示を参考、適量購入と保存方法、リサイクル運動等）になって行動します。	
	視点5	○食育参加の店や地場産品の店『緑提灯』等に関心を持ちます。	
行政の取り組み	視点3	○地産地消事業を推進します。	産業振興課
		○生産者、販売者、大学等と連携しながら、地元の食材を使った商品の研究をしていきます。 ○学校給食の残渣物、生ごみ及び廃食用油のリサイクルを専門業者を通じて実施します。	学校給食センター
	視点3, 4	○環境保全米づくりを推進します。	産業振興課
	視点4	○正しい食の情報を広報等を活用し提供していきます。	産業振興課
		○消費生活講座を開催します。 ○食品の安全性確保のための立ち入り調査をします。	総務課
視点5	○食育参加の企業や店、『緑提灯』等参加店には、食育協力店としてPRします。 ○『地場産品こよみ作り』に取り組み、旬の野菜の啓発普及に努めます。 ○企業や団体との連携により、食育を推進します。	食育推進会議	

○緑提灯とは…日本の農林水産物をこよなく愛でる粋なお客様のため、カロリーベースで日本産食材の使用量が50%を超えるお店で緑提灯を飾っています。

50%を超えれば星一つ ★、 60%を超えれば星二つ ★★
70%を超えれば星三つ ★★★、 80%を超えれば星四つ ★★★★
90%を超えれば星五つ ★★★★★



(2) ライフステージにおける具体的な取り組み

ライフステージ	乳幼児期 おおむね 0～5歳	学童期 おおむね6～12歳	思春期 おおむね 13～18歳	ポイント 世代 妊婦・授乳期	青年期 おおむね 19～39歳	壮年期 おおむね 40～64歳	ポイント 世代 高齢期 おおむね65歳～
食育テーマ	食習慣の基礎を作る	食への関心・興味を深め、望ましい食習慣を定着させる	自立に向けた食生活の基礎を作る	安心して妊娠・出産できる環境を作る	健全な食生活を送る	望ましい食生活の維持	食を楽しみ、食文化を継承する
視点1 食習慣と健康	<ul style="list-style-type: none"> 生活リズムを整えよう 楽しく食べよう 食を通じてコミュニケーション作りをしよう よく噛んで味わって食べよう 食事づくりや準備、片付けに関わろう 妊娠を機に食生活や食育に関心を持とう 適切な栄養バランス、食量など望ましい食習慣の維持、改善に努めよう 食事を楽しもう 咀嚼の重要性を理解し歯や口の健康に関心を持とう 						
視点2 食の由来と 食文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> 食事のあいさつを身に付けよう 五感に働きかけるような関わりをとおし、食べ物への関心・興味を引き出す 	<ul style="list-style-type: none"> 地域に伝わる行事食や伝統料理を知ろう 	<ul style="list-style-type: none"> 行事食や伝統料理を取り入れる 	<ul style="list-style-type: none"> 行事食や伝統料理を子ども達や地域に伝える 			
視点3 自然への恩恵等の 感謝、環境の調和	<ul style="list-style-type: none"> 食に関わる人や物に感謝しよう 地場産品に興味を持とう 食品の流通、生産に関心を持とう 地場産品を活用しよう 食品リサイクルに関心を持とう 						
視点4 食品の安心・安全		<ul style="list-style-type: none"> 食材や食品の選び方を知ろう 食品表示の見方を学ぼう 			<ul style="list-style-type: none"> 食材や食品の安全性情報を理解し選択しよう 食品表示を理解しよう 		
視点5 多様な機関の連携、 協力による食育運 動の推進	<p>☆大和町では「妊娠・授乳期」「高齢期」を“食育推進ポイント世代”とします。</p> <p>「妊娠・授乳期」→妊娠、出産を機に食育に関心を持ち、食の大切さを家庭の中で家族へ伝えていきましょう。</p> <p>「高齢期」→食の大切さを家族や地域へ伝えましょう。食生活改善推進員等のボランティア活動に積極的に参加しましょう。</p>						

参考資料

策定経過

食育推進会議

年 月 日	会議の名称等	主な内容
平成 25 年 11 月 15 日	第 1 回大和町食育推進会議	大和町の食に関する現状について 第 2 期大和町食育推進計画の策定について（意見交換）
平成 26 年 1 月 24 日	第 2 回大和町食育推進会議	第 2 期大和町食育推進計画の策定について（意見交換）
平成 26 年 3 月 24 日	第 3 回大和町食育推進会議	第 2 期大和町食育推進計画食育計画の策定について（意見交換）

食育推進担当者会議

年 月 日	主な内容	参加者
平成 25 年 7 月 30 日	町の食育の現状と取り組みについて 食育推進会議に向けての打ち合わせ	食育担当者 10 名
平成 25 年 10 月 28 日	大和町食育推進計画（素案）について 食育推進会議に向けての打ち合わせ	食育担当者 10 名
平成 26 年 1 月 16 日	大和町食育推進計画（案）について 食育推進会議に向けての打ち合わせ	食育担当者 11 名

（計画策定時の委員および関係職員等の名簿については省略）

大和町食育推進会議条例

〔平成 20 年 3 月 7 日〕
大和町条例第 3 号

(設置)

第 1 条 本町の食育に関し、総合的かつ計画的な推進を図るため、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号。以下「法」という。）第 33 条第 1 項の規定に基づき、大和町食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 大和町食育推進計画（法第 18 条第 1 項に規定する市町村食育推進計画をいう。）を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、食育に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 推進会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 食育の推進に関係する団体の役員又は職員
- (3) 関係行政機関の委員又は職員
- (4) 町の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 推進会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 推進会議に、特定の事項について調査し、及び審議させるため、部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に委嘱又は任命する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

(大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年大和町条例第16号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略